

「全国健康保険協会業績評価に関する検討会」について

1. 目的

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 7 条の 30 の規定に基づき、厚生労働大臣が行うこととされている全国健康保険協会（以下「協会」という。）の事業年度ごとの業績の評価にあたり、第三者の視点を取り入れた適切な評価等を行うことを目的として開催する。

2. 職責

全国健康保険協会評価に関する検討会（以下「検討会」という。）は、協会の事業年度ごとの業績の評価及び分析等を行う。

3. 構成

- 検討会は、学識経験者をはじめ、事業主の立場、ユーザーの立場、財務会計の専門家、保険者機能の専門家などの有識者で構成する。
- 座長は、検討会の構成員の中から選出することとする。
座長は、検討会の事務を総理し、検討会を代表することとする。
座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代行することとする。

4. 運営

- 検討会の庶務は、厚生労働省保険局保険課全国健康保険協会管理室において処理する。
- 1 から 4 までに定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定めることとする。

全国健康保険協会業績評価に関する検討会 構成員

おじま しげる
小島 茂 (日本労働組合総連合会 総合政策局長)

かみやま としお
神山 敏夫 (元日本公認会計士協会監事)

つちだ たけし
土田 武史 (早稲田大学 商学部教授)

のぐち まこと
野口 節 (東京法人会連合会 副会長)

ふるい ゆうじ
古井 祐司 (東京大学 医学部附属病院22世紀医療センター-助教
ヘルスケア・コミッティー株式会社 代表取締役)

(敬称略、五十音順)